

健康・医療戦略推進本部の運営について

〔平成 26 年 6 月 10 日
健康・医療戦略推進本部決定〕

健康・医療戦略推進本部令（平成 26 年政令第 205 号）第 2 条の規定に基づき、健康・医療戦略推進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への参加者について

内閣官房副長官（3 名）を本部会合に毎回参加させるものとする。

2. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

3. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

4. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

5. 廃止された「健康・医療戦略推進本部」との関係について

「健康・医療戦略推進本部（平成 25 年 8 月 2 日閣議決定）」が廃止されたこととともない、平成 25 年 8 月 8 日の健康・医療戦略推進本部において決定した「健康・医療戦略推進本部運営要領」、「健康・医療戦略参与会合の開催につい

て」、「医療分野の研究開発に関する専門調査会の開催について」、「健康・医療戦略推進会議の開催について」については、別途、定めることとし、その他の廃止前の「健康・医療戦略推進本部」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、本部に引き継がれるものとする。